

令和元年度における経済産業省の中小企業者に関する契約の方針

令和元年10月
経済産業省

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和元年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

- (1) 令和元年度の経済産業省における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、全体として66.7%、金額が約112億円になるよう目指すものとする。
- (2) 新規中小企業者向け契約目標については、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和元年9月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均1.32%を踏まえ、国等全体として概ね倍増の3%を目指すものとする。」と定められている。
このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率は平成30年度の7.9%を上回ることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。
- (3) 本方針に定められた措置等を推進するため、平成27年10月に中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、同年11月、推進本部の下に、新規中小企業者官公需推進ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置したところ。令和元年度も引き続き、推進本部及びWGの下、官公需施策の総合的かつ円滑な推進を図る。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、経済産業本省、各経済産業局、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁の調達部局（以下「調達部局」という。）は、次の事項について取り組むこととする。

(1) 官公需情報の提供の徹底

- ①入札情報について、ホームページへの公示に加え、メールマガジン等の広報

媒体を活用するなど、調達部局からの情報発信を行う。

- ②オープンカウンター方式（少額の随意契約）による調達案件についても、ホームページに調達情報を公示する。
- ③事業者に見込み可能性等を持たせるため、年間発注予定表を策定し、ホームページへ掲載する。

（２）中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- ①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるように、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する。
- ②オープンカウンター方式による調達案件について、政府電子調達（G E P S）を利用した見積書の提出を可能とする。
- ③著作権等の知的財産権が含まれる印刷製造の発注等に当たっては、知的財産権の使用等についてその範囲を事前に検討した上で、その取扱いを書面で明確にするよう努める。
- ④契約の内容等に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮する。

（３）事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

（４）中小石油販売業者に対する配慮

- ①国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ②災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

（５）最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

特に人件費率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中で最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- (1) 調達部局は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- (2) 調達部局は、契約相手が新規中小企業者であるときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」への登録を促すとともに、官公需施策の情報を提供する。また、必要に応じて、国における競争契約参加資格の取得、政府電子調達への利用申請を促すものとする。
- (3) 調達部局は、一般競争入札による場合、競争参加者の資格の設定に際し、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、下位等級者の参加が可能となるよう努めるものとする。
- (4) 調達部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努めるものとする。
- (5) 推進本部及びWGは、新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、「ここから調達サイト」をはじめとする施策情報を積極的に提供するとともに、こうした新規中小企業者のリストを作成して、調達部局へ提供する。
- (6) 大臣官房会計課は、経済産業省における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。
- (7) 大臣官房会計課は、各調達部局において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、各調達部局に共有する。
- (8) 中小企業庁取引課（各経済産業局においては中小企業課）は、官公需適格組合制度について、調達部局に対してより一層の周知を図る。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 調達部局は、中小企業・小規模事業者向け契約目標を設定し、年2回程度、契約実績（新規中小企業等の内訳を含む。）を大臣官房会計課へ報告する。

その際、目標に達していない又は達する見込みがない調達部局は、その理由及び改善策等を付して報告することとする。

- (2) 大臣官房会計課は、調達部局の優良な取り組みを収集し、他の調達部局及び所管独立行政法人へ共有する。
- (3) 中小企業庁取引課は、経済産業省以外の各省各庁及び公庫等における新規中小企業者との契約の増加に資するよう、必要な情報を提供する。